

新潟市放課後児童健全育成事業物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている新潟市内で放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を行う者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において、新潟市放課後児童健全育成事業物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、事業の健全な運営の確保及び業務継続を支援することとし、その交付にあたり、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

放課後児童健全育成事業 児童福祉法第34条の8第2項に規定する届出を行っている事業

(交付対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者（以下、「申請者」という。）は、新潟市放課後児童健全育成緊急対策事業補助金交付要綱第3条第1項第1号に規定する運営費補助について、令和7年度の交付決定を受けている事業者とする。ただし、次に掲げる事業者は除く。

(1) 申請時点で休止又は廃止している事業者 ただし、感染症等に伴う一時的な休止の場合を除く。

(2) 事業を継続する意思がなく、令和7年度中に休止又は廃止を予定している事業者

2 前項の規定にかかわらず、暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3項に

規定する暴力団員をいう。以下同じ。) 及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものは、申請者としな

(支援金の額及び算定方法)

第4条 支援金の額は、別表のとおりとする。

2 支援金の交付は、一の事業者につき1回とする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 申請者は、支援金の交付を受けようとする場合、新潟市放課後児童健全育成事業物価高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定にかかわらず市長が必要と認めた場合は、交付の審査にあたって必要な書類を提出させることができる。

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定する。

2 市長は、前項に規定により支援金を交付すること又は交付しないことを決定したときは、申請者に対し、新潟市放課後児童健全育成事業物価高騰対策支援金交付(不交付)決定通知書兼支援金確定通知書(別記様式第2号)により通知する。

(検査及び報告)

第7条 市長は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に申請者の事務所及び放課後児童健全育成事業を行う施設に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者へ質問させることができる。

2 申請者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、前条の規定による検査等で支援金の交付決定を受けた者が本要綱に違反したこと、又は虚偽その他不正の手段により交付決定を受けたことが判明した場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合は、新潟市放課後児童健全育成事業物価高騰対策支援金交付決定取消通知書（別記様式第3号）により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第9条 前条第2項による交付決定の取消しの通知を受けた者で、当該取消しにかかる部分について支援金の交付を受けているときは、新潟市放課後児童健全育成事業物価高騰対策支援金返還命令書（別記様式第4号）に基づき、市長が定める期日までに当該支援金を返還しなければならない。

(関係書類の整備及び保存)

第10条 支援金の交付を受けた申請者は、支援金に係る書類を備え、交付の決定を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年3月9日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

定員規模	一施設あたりの支援金額
19名以下	30,000円
20名以上59名以下	40,000円
60名以上	60,000円

3 交付申請にあたっての誓約

申請にあたり、次の事項を確認のうえ、下記の□にレを記入してください。

(要綱に関する事項)

- 新潟市放課後児童健全育成事業物価高騰対策支援金交付要綱の内容をすべて確認し、承諾しました。

要綱一部抜粋

(検査及び報告)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、申請者から報告若しくは資料の提出を求め、又は、職員に申請者の法人等の事務所及び高齢者施設等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者へ質問させるものとする。

2 申請者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(関係書類の整備及び保存)

第10条 支援金の交付決定を受けた者は、支援金に係る書類を備え、交付の決定を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(暴力団排除に関する事項)

- 私（当法人・当団体）は、次のいずれにも該当しません。
- (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己又はその属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 上記誓約事項の確認のため、関係書類にある個人情報をもとにして、新潟県警察本部に照会が行われる場合があることに同意します。
- ※ 市では、条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、支援金等申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

4 支援金の振込先

下記(1)・(2)のうち、該当する方に必要事項をご記入ください。

(1) 債権者登録をしている口座に振込を希望する場合

債権者コード	
--------	--

(2) 上記(1)以外の口座に振込を希望する場合

フリガナ												
口座名義												
振込先金融機関						預金種別	口座番号					
金融機関コード			店番号									
						普通・当座						
金融機関名			本・支店名									

※設置法人・団体の代表者以外の口座に振り込む場合、下記委任状も必ずご記入くだ

さい

委 任 状

年 月 日

(あて先) 新潟市長

委任者	法人・団体名	
	住所	
	代表者 職・氏名	
受任者	法人・団体名	
	住所	
	代表者 職・氏名	
委任事項	新潟市放課後児童健全育成事業物価高騰対策支援金の債権受領に関する一切の権限を委任します。	

別記様式第2号（第6条関係）

新こ政策 号の

年 月 日

様

新潟市長 印

**新潟市放課後児童健全育成事業物価高騰対策支援金交付（不交付）決定通知書
兼支援金確定通知書**

年 月 日付で交付申請のあった事業に対する支援金について、下記の通り交付（不交付）の決定及び額の確定をしたので、新潟市放課後児童健全育成事業物価高騰対策支援金交付要綱第6条の規定に基づき、通知します。

1 支援金の名称

新潟市放課後児童健全育成事業物価高騰対策支援金

2 交付決定額（不交付の理由）及び確定額

円

（不交付の理由）

別記様式第3号（第8条関係）

新こ政第 号の
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市放課後児童健全育成事業物価高騰対策支援金交付決定取消通知書

年 月 日付 新こ政第 号の で交付決定した新潟市放課後児童健全育成事業物価高騰対策支援金については、次の通り交付決定の取消しをしましたので通知します。

記

- 1 支援金の名称
新潟市放課後児童健全育成事業物価高騰対策支援金
- 2 交付決定額
円
- 3 交付決定取消額
円
- 4 取消理由

別記様式第4号（第9条関係）

新こ政策 号の

年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市放課後児童健全育成事業物価高騰対策支援金返還命令書

年 月 日付 新こ政策 号の で金額の確定した（交付決定を取り消した）
新潟市放課後児童健全育成事業物価高騰対策支援金について、次の通り返還を命ずる。

記

1 返還額

円

2 返還期限

3 返還理由